

# 『まちづくり研究はちおうじ(第17号)』 投稿論文を募集します。

八王子市が発行する『まちづくり研究はちおうじ(第17号)』の投稿論文を募集しています。募集要項は下記のとおりです。多くの方からの投稿をお待ちしております。

## 1. 投稿資格

八王子市に興味・関心を持つ方。

なお、できるだけ多くの方に原稿を寄稿していただく趣旨から、同一人の連続しての掲載はしないこととします。

## 2. 原稿内容

八王子市のまちづくりや都市政策に関する調査・研究・論考をはじめ、八王子に関わる題材やテーマ、あるいは八王子を取り巻く様々な事象など、広く社会全般を対象としています。ただし、未発表で日本語によるものに限りします。

## 3. 原稿枚数

原則として、8,000字(400字詰め原稿用紙20枚)程度とします。これには、図表・写真・注・参考文献も含まれます。なお、これらの分量は『まちづくり研究はちおうじ』の刷り上りの状態で計8枚以下を想定(写真は1枚あたり8行換算)しており、図表のレイアウト等の都合によりこれを超える場合には、分量の削減をお願いすることもあります。

## 4. 執筆要領

別に定める執筆要領に従ってください。

## 5. 投稿方法

あらかじめ投稿の申し込みをされたうえで、期日までに原稿を提出してください。

### (1) 申込期限

**令和3年12月15日(水)**までにEメールにおいて、投稿者の氏名、連絡先、論文テーマ及び論文の内容(200字程度)を明記したものを送りください。様式は問いません。

### (2) 原稿提出

**令和3年12月28日(火)**までに、原稿を提出してください。投稿は、原則としてEメールによる添付ファイル(電子媒体)でお願いします。投稿された原稿は、採否に関わらず返却しません。

## 6. 原稿審査

投稿原稿は、編集会議を開催し、厳正な審査に基づいて採否を判定します。審査の結果により、原稿の修正と再提出をお願いする場合があります。審査は原則として令和4年(2022年)1月に行いますが、諸般の事情により延長もあります。なお、審査結果とその判定理由は、審査終了後に採否の結果とともに執筆者に通知します。

## 7. 掲載

採択した論文は、『まちづくり研究はちおうじ(第17号)』に掲載します。

## 8. 著作権取り扱い規則

論文の著作者は、その著作権を八王子市に委託します。著作者が、その論文等を他の媒体(書籍等)に転載する場合には、事前に八王子市の許諾を受けてください。論文の内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がされ、第三者に損害を与えた場合には、著作者本人が賠償その他の責任を負います。

## 9. 問い合わせ・申し込み先

八王子市 都市戦略部 都市戦略課

TEL 042-620-7550 E-mail b400100@city.hachioji.tokyo.jp

